

第25期中間決算公告

東京都千代田区大手町二丁目2番2号

平成29年12月25日

野村信託銀行株式会社
執行役社長 鳥海（眞保） 智絵

中間貸借対照表（平成29年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	290,172	預 金	831,899
特定取引資産	123	譲渡性預金	19,851
有価証券	545,894	コールマネー	17,357
貸出金	434,893	特定取引負債	123
外国為替	2,910	借用金	131,863
その他資産	30,959	信託勘定借	215,738
未収収益	4,005	その他負債	29,775
金融派生商品	20,607	未払法人税等	189
その他の資産	6,346	未払費用	1,725
有形固定資産	839	資産除去債務	127
無形固定資産	4,245	金融派生商品	26,201
繰延税金資産	583	その他の負債	1,531
貸倒引当金	△ 1,454	賞与引当金	499
		退職給付引当金	1,035
		負債の部合計	1,248,142
		(純資産の部)	
		資 本 金	35,000
		資本剰余金	13,270
		資本準備金	5,000
		その他資本剰余金	8,270
		利益剰余金	11,235
		利益準備金	1,321
		その他利益剰余金	9,913
		繰越利益剰余金	9,913
		株主資本合計	59,505
		その他有価証券評価差額金	4,456
		繰延ヘッジ損益	△ 2,937
		評価・換算差額等合計	1,519
		純資産の部合計	61,024
資産の部合計	1,309,167	負債及び純資産の部合計	1,309,167

中間損益計算書 (平成29年4月1日から
平成29年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		12,367
信 託 報 酬	4,399	
資 金 運 用 収 益	5,312	
(うち貸出金利息)	(2,169)	
(うち有価証券利息配当金)	(1,972)	
役 務 取 引 等 収 益	1,498	
特 定 取 引 収 益	0	
そ の 他 業 務 収 益	1,155	
そ の 他 経 常 収 益	0	
経 常 費 用		11,622
資 金 調 達 費 用	2,740	
(うち預金利息)	(745)	
役 務 取 引 等 費 用	465	
そ の 他 業 務 費 用	797	
営 業 経 費	7,552	
そ の 他 経 常 費 用	66	
経 常 利 益		744
特 別 利 益		14
特 別 損 失		0
税 引 前 中 間 純 利 益		759
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	59	
法 人 税 等 調 整 額	212	
法 人 税 等 合 計		272
中 間 純 利 益		486

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年 ～ 45年

器具備品 3年 ～ 20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当

する債権については、一定の種類毎に分類し、当社基準に定めた外部格付機関により査定基準日直前に公表された累積デフォルト率に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。なお、特定海外債権については、該当ありません。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号 平成 14 年 2 月 13 日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一となるヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定を省略しております。

また、一部の金融資産から生じる金利リスクをヘッジする目的で、金利スワップの特例処理を適用していません。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号 平成 14 年 7 月 29 日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は該当無く、延滞債権額は0百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額については、該当ありません。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額については、該当ありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は0百万円であります。
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日）に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の中間期末残高の総額は、3,000百万円であります。原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、16,998百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 193,890 百万円
担保資産に対応する債務
借入金 563 百万円
上記のほか、為替・有価証券決済の担保及び信託業の営業保証金等として、有価証券 39,778 百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、金融商品等差入担保金 3,072 百万円、保証金 24 百万円が含まれております。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、28,125 百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが19,651 百万円、1年超5年以内のものが8,473 百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の

変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 3,245 百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務については、該当ありません。

10. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）16.17%

（中間損益計算書関係）

「預け金利息」には、マイナス金利の取引分を含めて計上しております。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。（（注2）参照）

（単位：百万円）

	中間貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	290,172	290,172	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	27,864	33,193	5,328
その他有価証券	517,322	517,322	—
(3) 貸出金	434,893		
貸倒引当金（*1）	△1,164		
	433,728	434,079	351
(4) 外国為替	2,910	2,910	—
資産計	1,271,998	1,277,678	5,679
(1) 預金	831,899	831,899	—
(2) 譲渡性預金	19,851	19,851	—
(3) コールマネー	17,357	17,357	—
(4) 借入金	131,863	131,863	—
(5) 信託勘定借	215,738	215,738	—
負債計	1,216,710	1,216,710	—
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	704	704	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(6,298)	(11,008)	(4,710)
デリバティブ取引計	(5,594)	(10,304)	(4,710)

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

債券は日本証券業協会又は取引金融機関から提示された気配値に、投資信託は公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間決算日における中間貸借対照表の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(4) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、外国為替関連の短期貸付金(外国他店貸)、輸出手形・旅行小切手等(買入外国為替)、輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは、満期のない預け金であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、長期の定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、中間決算日時点におけるスワップ取引に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー

コールマネーは、約定期間が短期間(最長12ヵ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額(金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額)を中間決算日時点におけるスワップ取引に使用する利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 信託勘定借

信託勘定借は、信託勘定の余裕金を期間の定めなく受け入れるもので、要求払預金と同等であることから、中間決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ等)、通貨関連取引(先物為替、通貨オプション、通貨スワップ等)であり、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
その他の証券(*)	708

(*) その他の証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

売買目的有価証券ならびに子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については該当ありません。

その他有価証券で時価があるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、該当ありません。

1. 満期保有目的の債券(平成29年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	25,434	29,939	4,504
	外国債券	2,429	3,253	824
	小計	27,864	33,193	5,328
時価が中間貸借対照表 計上額を超えないもの	-	-	-	-
合 計		27,864	33,193	5,328

2. その他有価証券（平成 29 年 9 月 30 日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	債券	211,032	204,890	6,141
	国債	122,464	116,917	5,546
	地方債	20,343	20,280	62
	社債	68,224	67,692	532
	その他	129,845	128,831	1,013
	外国債券	122,418	121,479	939
	その他	7,427	7,352	74
	小計	340,877	333,722	7,155
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	債券	137,442	137,673	△230
	国債	13,040	13,079	△39
	地方債	24,372	24,414	△42
	社債	100,030	100,178	△148
	その他	39,001	39,467	△466
	外国債券	23,061	23,196	△135
	その他	15,940	16,271	△330
	小計	176,444	177,141	△696
合計		517,322	510,863	6,458

(金銭の信託関係)

金銭の信託については該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金	369	百万円
退職給付引当金	320	
賞与引当金	154	
減損損失	14	
未払事業税	55	
クレジットリザーブ	85	
繰延消費税額等	52	
繰延ヘッジ損益	1,319	
減価償却超過額	211	
その他	98	
繰延税金資産小計	2,682	
評価性引当額	△14	
繰延税金資産合計	2,668	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	2,002	
その他	82	
繰延税金負債合計	2,084	
繰延税金資産の純額	583	百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	76,280円88銭
1株当たりの中間純利益金額	608円33銭

信託財産残高表 (平成29年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	309,774	金 銭 信 託	2,154,607
有 価 証 券	2,637,391	年 金 信 託	2,389
投資信託有価証券	9,429,013	投 資 信 託	16,795,592
投資信託外国投資	6,172,332	金銭信託以外の金銭の信託	206,406
信託受益権	26,500	有 価 証 券 の 信 託	937,918
受託有価証券	882,208	金 銭 債 権 の 信 託	8,778
金 銭 債 権	42,578	包 括 信 託	964,004
そ の 他 債 権	168,112		
コ ー ル ロ ー ン	938,504		
銀 行 勘 定 貸	215,738		
現 金 預 け 金	247,540		
合 計	21,069,697	合 計	21,069,697

(注)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 共同信託他社管理財産は該当ありません。
3. 元本補てん契約のある信託の貸出金は該当ありません。
4. 元本補てん契約のある信託の内訳は、次のとおりであります。
なお、貸付信託は取扱っておりません。

金 銭 信 託

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
銀 行 勘 定 貸	123,563	元 本	123,563
そ の 他	-	そ の 他	0
計	123,563	計	123,563